

# 令和7年度募集要項 ～みんなで潤う☆小浜づくり事業～

～皆さんのまちづくり活動を応援します～

## 1. 事業の目的

この事業は、市が、市民・学生等の自由な発想を活かした地域課題の解決につながるまちづくり事業の提案を募集し、提案者の市民・学生等と事業目的を共有し、提案者が実施主体となる取組みの支援を通じて、みんなで潤うまちづくりの推進を目的としています。

## 2. 応募団体の要件

対象となる団体は、次の要件をすべて満たす活動団体とします。

- (1) 小浜市内に活動拠点がある団体であること  
ただし、学生トライアルコースの提案者は、市内に所在する学校（高等学校、専門学校、大学）に通っている学生で構成されていること
- (2) 構成する会員が5人以上の団体であること  
ただし、学生トライアルコースの提案者は、2人以上の団体であること
- (3) 運営に関する会則等があり、適切な会計処理が行われている、または行うことができる団体であること

## 3. 対象となる事業

対象となるまちづくり事業は、次の要件をすべて満たすこととします。

- (1) 活動団体が主体となり、市と協働で実施することにより、地域課題の解決につながる事業であること
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業であること
- (3) 活動団体と市の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待される事業であること
- (4) 活動団体の有する先駆性、専門性、柔軟性などを活かした事業であること
- (5) 事業予算の見積り等が適正であること

### 【対象とならない事業】

- (1) 特定の個人または団体のみが利益を受けるもの
- (2) 営利又は政治、宗教若しくは選挙活動を目的とするもの
- (3) 公益に資さない個人的な学術研究を目的とするもの
- (4) 国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体から補助金の交付を受けているもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) その他市長が適当でないと判断したもの

#### 4. 補助金額および補助限度額

補助対象経費は、事業費の合計額からイベントの実施に伴う参加料などの収入を除いた額とし、補助率および補助限度額は次のとおりとします。

##### 1-1 うるおい♪実現コース(基本コース) (1回かぎり)

活動団体が主体となる地域課題の解決につながる取組みについて支援します。

補助率 3/4 以内、かつ 30 万円以内の補助となります。

##### 1-2 うるおい♪実現コース(小規模コース) (1回かぎり)

活動団体が主体となる地域課題の解決につながる小規模な取組みについて支援します。

補助率 10/10 以内、かつ 10 万円以内の補助となります。

##### 2 学生トライアルコース(学生コース) (1回かぎり)

地域の学生団体が主体となる地域課題の解決につながる小規模な取組みについて支援します。

補助率 10/10 以内、かつ 5 万円以内の補助となります。

##### 3 いいとこ応援コース(旧事業サポートコース)

旧市民提案事業の基本コースを実施中(1年目または2年目)の団体が対象です。

地域課題の解決につながる取組みについて、最長2年まで支援します。

旧事業からの2年目は、補助率 1/2 以内、かつ 20 万円以内、

旧事業からの3年目は、補助率 1/3 以内、かつ 10 万円以内の補助となります。

コース名	1 うるおい♪実現コース		2 学生トライアルコース	3 いいとこ応援コース
	(基本コース)	(小規模コース)	(学生コース)	(旧事業サポートコース)
対象団体	市内に活動拠点があり、今後、継続的な活動を行う会員5人以上の団体		市内に所在する学校に通う2人以上の学生(高校生・専門学校生・大学生)の団体	旧市民提案事業の基本コースを実施中の団体
交付回数	同一団体につき1回に限る			同一事業につき継続2年まで
補助率・補助額	3/4・30万円以内	10/10・10万円以内	10/10・5万円以内	2年目: 1/2・20万円以内 3年目: 1/3・10万円以内
審査	書類審査とプレゼン審査		書類審査とプレゼン動画(またはプレゼン)審査	書類審査とプレゼン審査
対象事業	団体が主体となり、市と協働で実施することで、地域課題の解決につながる事業等			

※旧市民提案事業「いいとこ小浜づくり活動支援事業」の基本コースを実施中の団体は、令和7年度も引続き同内容で提案する場合は、3 いいとこ応援コースのみ利用できます。

## 5. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、まちづくり事業に要する経費で、次の費用を対象とします。

区 分	経 費 の 種 類
報償費	講習会、研修会等の講師に支払う謝金等
旅費	研修、講師の招聘等に必要な交通費等
消耗品費	会議資料等の用紙・コピー代、書籍等の購入費等
印刷製本費	会議資料、パンフレット等の印刷費等
通信費	郵便料金等
保険料	事業実施に伴い加入する保険の保険料等
使用料	事業実施に伴う施設使用料および物品の借上料等
原材料費	塗料や木材等の原材料等
備品購入費	事業実施に必要な備品の購入費等
その他	その他市長が必要かつ適正と認める経費

## 6. 応募から事業完了までの流れ

- ・ 令和7年2月25日（火）～4月10日（木）  
第1回募集期間・・・全コースが対象  
※事業担当課等と事前協議を行い応募
- ・ // 4月下旬 第1回審査委員会  
(書類審査・プレゼンテーション) ※事業担当課が同席
- ・ // 5月中旬 提案事業の採択決定⇒補助金交付申請 ⇒ 交付決定  
(補助金交付決定後に事業実施)
- ・ // 8月4日（月）～9月4日（木）  
第2回募集期間・・・学生トライアルコースのみ対象  
※事業担当課等と事前協議を行い応募
- ・ // 9月中旬 第2回審査委員会  
(書類審査・プレゼンテーション) ※事業担当課が同席
- ・ // 提案事業の採択決定⇒補助金交付申請 ⇒ 交付決定  
(補助金交付決定後に事業実施)
- ・ ~令和8年3月31日（火）  
補助金実績報告（事業終了後すみやかに）

## 7. 事業テーマ担当課との事前協議

- 事前協議 活動団体は、提案前に事業担当課等と事業計画等について協議を行ってください。（提案事業の関連・担当課が分からない場合等は、コミュニティ支援課にご相談ください。）

## 8. 審査・選考方法

書類審査および提案者からのプレゼンテーション等をもとに、次の基準により、みんなで潤う☆小浜づくり事業審査委員会が行います。プレゼンテーションには、事業担当課職員も同席します。

※プレゼンテーション方法（パワーポイントや模造紙を活用する等）は、事前に事務局に相談ください。

### ◆審査項目◆

- (1) 公益性（社会貢献活動として、地域課題の解決につながる事業であるか）
  - (2) 事業効果（事業実施により目的とする効果が期待できるか）
  - (3) 協働の必要性・役割分担（相乗効果が期待できるか、役割分担が明確、妥当か）
  - (4) 先駆性・創造性（活動団体の特性を活かした先駆性・創造性のある事業か）
  - (5) 計画性・経費の妥当性（目的どおりの事業執行が可能か、経費の積算が妥当または効率的であるか）
  - (6) 継続性（次年度以降、継続した活動が期待できるか）
- ただし、学生トライアルコースについては、(6)継続性の項目を考慮しない。

## 9. 選考結果の通知および公表

選考結果については文書にて通知します。また、採択を受けた提案は市HPで公表します。

## 10. 応募方法

- 応募方法 直接持参または郵送
- 応募期間 第1回募集 ①・②・③のコースが対象  
令和7年2月25日（火）～4月10日（木）必着  
第2回募集 ②の学生トライアルコースのみが対象  
令和7年8月4日（月）～9月4日（木）必着
- 提出書類 (1) みんなで潤う☆小浜づくり事業計画書（様式第1号）  
(2) みんなで潤う☆小浜づくり事業収支予算書（様式第2号）  
(3) 提案団体の概要書（様式第3号）  
(4) 団体の会則、構成員名簿など  
(5) プレゼンテーション動画（5分以内）・・・学生トライアルコースのみ
- 提出先 〒917-8585 小浜市大手町6番3号  
小浜市企画部コミュニティ支援課  
TEL：0770-64-6009  
メール：[kyoudou@city.obama.lg.jp](mailto:kyoudou@city.obama.lg.jp)



※申請書等はホームページから、ダウンロードできます。

※ 本事業は令和7年度予算において実施するものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるよう予算成立前から募集案内を行うものです。このため、令和7年度予算の成立が事業実施の条件となります。